

## 令和6年度愛媛地方最低賃金審議会 愛媛県特定最低賃金合同専門部会 議事録

### 日時

令和6年9月26日(木) 10:00~11:20

### 場所

松山労働総合庁舎会議室

(松山市六軒屋町3番27号 松山労働総合庁舎3階)

### 出席者

#### 公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、宮谷委員

#### 労働者代表委員

白石委員、西委員、立石委員、寺田委員、吉川委員、熊野委員、上甲委員、竹箇平委員、竹本委員、濱田委員、渡部委員

#### 使用者代表委員

丹沢委員、出島委員、森川委員、河野委員、阿部委員、増田委員、小池委員  
西谷委員、山田委員

#### 事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

### 議題

- 1 開 会
- 2 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- 3 各専門部会の公開について
- 4 今後の専門部会の審議における確認事項
- 5 特定最低賃金専門部会の審議日程について
- 6 その他
- 7 閉 会

### 議事

賃金室長

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から愛媛地方最低賃金審議会愛媛県特定最低賃金第1回合同専門部会を開催させていただきます。

私は、賃金室長の三好と申します。どうぞよろしく願いいたします。

特定最低賃金につきましては、金額改正の審議対象になりました4業種について、それぞれ専門部会が設置されております。例年、第1回目は、合同で開催させていただいております。

また、議事進行につきましては、従来から愛媛地方最低賃金審議会の会長に行っているため、事務的な説明の後、森本会長にお願いしたいと思っております。

それでは、はじめに、出欠状況の確認と各専門部会の成立状況を御報告申し上げます。

お配りしております資料の1ページに専門部会委員の名簿がございますので、御確認いただければと思います。

愛媛県パルプ、紙製造最低賃金専門部会は、公益の武井委員と労側の三好委員が御欠席です。7名出席となります。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、公益の武井委員と使側の井上委員、西岡委員が御欠席です。6名出席となります。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、公益の武井委員と使側の河端委員が御欠席です。7名出席となります。

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会は、労側の竹本委員が御欠席です。8名出席となります。

各専門部会とも、委員の3分の2以上の出席がありますので、最低賃金審議会令第6条第4項において読み替えて準用する令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の各専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、これからの議事進行を森本会長にお願いしたいと思います。森本会長、よろしく願いいたします。

森本会長

森本でございます。これから議事次第に沿って、進行してまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

はじめに、愛媛労働局労働基準部長から挨拶があります。

労働基準部長

労働基準部長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。

また、皆様には、特定最低賃金の各専門部会の委員への就任をお引き受けいただきまして、感謝申し上げます。

さて、皆様御案内のとおり、愛媛県の地域別最低賃金につきましては、公労使の委員の皆様にご真摯な御審議をいただいた結果、10月13日から時間額956円に改定されるこ

ととなりました。

愛媛労働局といたしましては、この庁舎の入り口の掲示板にも掲示してありますが、引き続き改正額の周知に取り組んでまいります。また、答申の中でありましたように、価格転嫁などの対策にもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

本日御出席の委員の皆様におかれましても、所属の団体などにおきまして、周知への御協力をお願い申し上げます。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、4業種について、改正の必要性ありとの答申を受けて、それぞれの専門部会で御審議いただくこととなります。

本日は、第1回目として合同専門部会として開催させていただきましたが、次回以降は、それぞれの専門部会に分かれて、御審議いただくこととなります。

本日、各専門部会の日程調整などもさせていただきますけれども、例年、12月25日の統一的発効に向けた、厳しい日程となります。また、注目されます中での審議になるかと思えます。そういったことで難しい点もあろうかと思えますが、慎重かつ十分な御審議をお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

森本会長

ありがとうございました。

それでは、審議に先立ちまして、「専門部会委員の紹介」と、併せて「専門部会運営規定」、「特定最低賃金審議経過」等について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本日は、本年度第1回目の特定最低賃金専門部会となりますので、初めに事務局を務めさせていただき愛媛労働局賃金室の職員から自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介)

賃金室長

それでは、委員の皆様を御紹介させていただきます。資料1ページの本年度の特定最低賃金専門部会委員名簿を御覧ください。併せて机置きしております配席表の方も見ていただけたらと思います。

名簿の方は、公益、労側、使側の順で、各側委員は50音順に記載させていただいております。なお、各部会は、略称で紹介いたしますので、御了承願います。

まず、初めに公益委員の皆様はそれぞれ専門部会を担当していただいておりますので、公益委員のお名前と担当専門部会を御紹介させていただきます。また、その後に専門部会ごとの労使委員の皆様を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、向かって左側から宮谷しのぶ委員でございます。電気機械と造船の専門部会を担当いたします。

森本明宏委員でございます。本審の会長を務めてもらっています。パルプ、紙と電気機械の専門部会を担当いたします。

井上雄基委員でございます。はん用機械と造船の専門部会を担当いたします。

園田雅江委員でございます。パルプ、紙とはん用機械、それと造船の専門部会を担当いたします。

本日欠席されておりますが、武井奈保子委員は、パルプ、紙とはん用機械、それと電気機械の専門部会を担当いたします。

次に各部会の労側委員の皆様と使側委員の皆様に名簿に沿って紹介させていただきます。

まず、パルプ、紙専門部会ですが、労側委員で白石浩司委員です。本審の委員でございます。次に西貴志委員です。三好謙一郎委員ですけれども、本日は御欠席です。パルプ、紙製造業特定最低賃金改正の申出人になっております。次に使側委員の丹沢寛雄委員です。出島良仁委員です。森川隆委員です。

次にはん用機械専門部会にまいります。労側委員で立石則和委員です。はん用機械の特定最低賃金改正の申出人になっております。寺田淳泰委員です。吉川亮委員です。使側委員の井上広光委員ですけれども、本日は御欠席です。河野正幸委員です。西岡圭委員ですが、本日は御欠席です。

次に電気機械専門部会にまいります。労側委員で熊野靖和委員です。上甲章史委員です。竹箇平貴隆委員です。本審委員で電気機械特定最低賃金改正の申出人になります。使側委員の阿部幸弘委員です。増田和俊委員です。河端和行委員は、本日御欠席でございます。

次に造船専門部会にまいります。濱田英吉委員です。渡部崇委員です。造船特定最低賃金改正の申出人になります。竹本良賢委員ですけれども、本日は御欠席となっております。使側委員の小池久志委員です。本審の委員でございます。西谷亮彦委員です。山田啓司委員です。

以上、特定最低賃金専門部会の皆様に御紹介させていただきました。各委員の皆様には、今後の御審議につきましてどうぞよろしくお願いいたします。

次に「専門部会運営規程」と「運営申し合わせ事項」について説明いたします。

地方最低賃金審議会の専門部会は、最低賃金法第 25 条に基づき設置され、その運営については法令の規定によるほか、最低賃金審議会令第 8 条の規定に基づき、愛媛地方最低賃金審議会の会長が定める「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」によるものとされております。

資料 3 ページの資料 2 「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」を御覧ください。ここでは、会議の招集、委員の出席、会議の公開、議事の記録について定めており

ます。時間の都合で詳細な説明は省略させていただきますが、特に御留意いただきたい事項について説明いたします。

まず運営規程第3条第3項には、「委員は、会議に出席できないときは、部会長に通知しなければならない」となっております。会議の開催案内、出欠等の事務手続きは全て事務局で行っておりますので、御連絡の際には愛媛労働局賃金室までお願いいたします。

次に運営規程第6条ですけれども、会議の公開について定めております。会議は原則として公開しております。具体的な要領については、7ページの資料3「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」に規定されておりますので、御確認ください。

次に9ページの資料4「専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について」を御覧ください。専門部会で御審議いただく上で、効率的な審議、迅速な決定等のため、審議回数、審議時間等について本年7月8日に開催した第1回本審において、合意いただいているものです。専門部会の運営等については、記の1のとおり、(1)で審議回数は、概ね3回、審議時間は原則として午後5時までとなっております。終了時刻につきましては、施設の管理上の問題もありますので、円滑な審議運営に御協力をお願いいたします。

また(2)ですが、専門部会で全会一致の結論が得られた場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、答申しますので、4業種全てにおいて全会一致になれば、特定最低賃金に係る本審の開催は行わないこととなります。

次に特定最低賃金の審議経過の説明をいたします。資料11ページの資料5を御覧ください。「特定最低賃金に係る審議経過」として説明しています。また、経過については後で確認をいたします。

次に、資料13ページ、資料6を御覧下さい。愛媛県で設定されております4業種についての改正の申し出がありました。これを受けて、特定最低賃金に係る改正の審議を行われたことを示されております。

審議経過については、後で確認をいたしますということでしたので、資料11ページに沿って説明いたします。

まず、7月8日に開催されました第1回本審において、愛媛労働局長から特定最低賃金の改正の必要性について諮問を行い、特定最低賃金改正決定の有無について審議するための小委員会を設置いたしました。

そして7月22日に開催されました第1回小委員会で、小委員会の委員長及び委員長代理の選任を行い、必要性の審議については非公開とし、特定最低賃金改正の有無についての審議が行われ、申出のあった4業種については、「改正決定の必要性あり」との結論に至っております。

9月4日に開催されました第4回本審において、小委員会の結論が報告され、4業種について「改正決定の必要性有り」との答申をいただきました。同本審において、4業種の金額改正について愛媛労働局長から諮問を行い、各専門部会の設置、専門部会委員

の推薦公示及び関係労使の意見聴取公示の手続きを経て、本日、第1回目の合同専門部会を4業種合同で開催しているところです。

資料14ページ以降に、必要性に関する諮問、答申、そして金額改正に係る諮問文の写しを資料として添付しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上です。

森本会長

ただ今の事務局からの説明について、御質問があればお願いします。

(質問なし)

森本会長

それでは議事項番2「各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、「部会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。例年、委員の皆様のご意見をいただいた上で、「公益一任」という形を取らせていただいておりますが、いかがいたしましょうか。

(公益一任で了解)

森本会長

それでは、公益委員の中から、各専門部会の部会長及び部会長代理の選出させていただきます。

(公益委員で協議)

森本会長

それでは、公益委員で協議した結果を御報告させていただきます。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、部会長が私、森本明宏、部会長代理が園田雅江委員です。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長が武井奈保子委員、部会長代理が園田雅江委員です。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長が宮谷しのぶ委員、部会長代理が武井奈保子委員です。

最後に愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会は、部会長が井上

雄基委員、部会長代理が宮谷しのぶ委員です。

以上のとおりです。御承認いただけますでしょうか。

(一同承認)

森本会長

ありがとうございます。

それでは、御承認をいただきましたので、報告内容のとおり決定とさせていただきます。

議事を進めます。議事項番3「専門部会の公開について」に入ります。

ここでは、専門部会の公開・非公開の可否について決めておきたいと思います。会議の公開・非公開につきましては、専門部会運営規程第6条、議事録の公開・非公開については専門部会運営規程第7条により、それぞれ各専門部会の部会長が決定することとなっております。いずれの専門部会におきましても、具体的な金額審議を行う場合、「個別の事業所の経営」や「労働者の待遇」に関するデータ、「労働協約の内容」等、具体的な情報を提示しながらの審議になることが想定されます。これらの企業経営上の重要な情報を公開することは難しく、公開となりますと充実した審議を行うにあたって支障が生じるという理由で、非公開としてまいりました。

こういったことから、「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されますので、本年度も非公開と考えているところです。

各専門部会の部会長様、いかがでしょうか。

(各専門部会の部会長より異議なし)

森本会長

それでは、各専門部会の部会長の同意をいただきましたので、次回以降の各専門部会は具体的な金額審議の場となりますので、非公開といたします。

議事を進めます。議事項番4「今後の専門部会の審議における確認事項」に入ります。

例年私の方から、会長の立場で、専門部会委員の皆様、全部で5点お願いと確認をさせていただきます。

1点目に、特定最賃の審議経過に関して申し上げます。先ほど、事務局から説明がありました特定最低賃金の審議経過の中で、「改正の必要性」の有無につきましては、9月4日の本審においていずれも「改正の必要性有り」と答申いたしました。

「必要性有り」と答申した場合には、現行の金額から1円以上引き上げ、かつ地域別最低賃金の金額よりも1円以上高く引き上げることとするのが、法令の趣旨となってい

ますので、よろしくお願いいたします。

2点目です。特定最低賃金の金額審議については、中賃の全員協議会報告などにより、労使のイニシアティブにより円滑な審議が求められております。そして、全会一致による議決が得られるよう双方が努力することが望まれておりますので、労使委員の皆様は、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

3点目です。愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率がそのまま、特定最賃に影響するものではないということ、御留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

4点目です。本年度も原材料費などの高騰の影響を受け、光熱費をはじめ食料品等の価格が上昇しております。一方において春闘における賃上げ状況は、大手企業、中小企業いずれも昨年を上回る水準であり、回復基調であったり、そうでない産業もあります。このため、各産業ごとの実態が分かるような具体的な資料がございましたら、それをお示しいただき、金額提示をいただければと思っております。

5点目、最後のお願いですけれども、毎回労使の皆様から詳細な御主張をいただくところでもありますけれども、審議に日程もタイトな状況でして、公益委員において聞き漏らしとか、聞き間違い、記録誤りがありますと、検討に支障をきたしますので、御意見や考え方については、主要な部分だけでも結構ですので、公益委員と事務局への書面での御提出について御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、5点ほどお伝えしていただきましたが、御意見等ございますか

(意見なし)

森本会長

それでは続きまして、議事項番5「特定最低賃金専門部会の審議日程について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

まず、日程調整をするにあたって、資料17ページの資料7を御覧ください。まず、特定最低賃金における令和6年度の答申要旨の公示日別最短効力発生一覧が示されております。

愛媛地方最低賃金審議会では、慣例として特定最低賃金の効力発生日を12月25日としており、資料18ページの右側の「発効」の欄がありますが、12月25日となるところの左側を見ていただきますと、土曜、日曜を除けば、10月25日(金)までに答申をいただく必要がありますので、特定最低賃金に係る本審を10月25日の午前に開催予定を考えております。

従いまして、委員の皆様のお都合を日程調整表でお伺いし、当局で部会を開催可能な10月1日から10月24日の結果を机置き資料としておりますので、令和6年特定最低賃



金日程表という位置づけとして、示させていただきました。

日程調整の前に、定足数について、御説明いたします。まず、専門部会の定足数は最低賃金審議会令第6条第6項に準用する同令第5条第2項の規定により、「委員の3分の2」、または「各側3分の1以上」とされております。したがって、全体で6名以上、あるいは各側1名以上が御出席されれば、会議は成立いたします。ただし、部会長と部会長代理がいずれも不在ですと会の進行・採決ができませんので、御注意願います。

(日程調整表の見方を説明した後、日程調整)

労働基準部長

それでは事務局から、日程の確認をさせていただきます。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、第2回専門部会が、10月8日(火)午後3時00分から、第3回専門部会が、10月21日(月)午後3時00分からです。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、第2回専門部会が、10月2日(水)午後1時30分から、第3回専門部会は、10月16日(水)午前10時00分からです。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、第2回専門部会が、10月9日(水)午前10時00分から、第3回専門部会は、10月17日(木)午後3時00分からです。

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会は、第2回専門部会が、10月3日(木)午前10時00分から、第3回専門部会は、10月21日(月)午前10時00分からです。

以上のとおり、決定しました。

森本会長

続きまして、議事項番6「その他」に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

賃金室長

それでは、これまで説明していない資料について簡単に御説明いたします。

資料21ページの資料8を御覧ください。本年度改定されました全国の地域別最低賃金一覧表でございます。

この表には、改定後金額、引上げ額、発行予定日が示されております。

愛媛には色付けをさせていただいております。本年度は中央最低賃金審議会で示された目安額50円を9円上回る59円の引き上げとなりまして、10月13日より、時間額956円に改定される予定です。

次に資料 23 ページの資料 9 を御覧ください。各都道府県において決定されている特定最低賃金を抜粋したもので、本年 3 月末現在で効力を有するものを産業別に一覧表としたものでございます。

本審委員以外の皆様には、本日お配りしております令和 6 年度版「最低賃金決定要覧」の 134 ページ以降に掲載されているものと同じですので、後ほど御確認ください。

現在愛媛県で決定されている特定最低賃金、5 業種については、紙パルプ製造業は資料 23 ページの左下に記載しております。はん用機械ですけれども、次の資料 24 ページの左下に記載してありますが、一部の府県によっては括りが異なるものもあります。次に電気機械ですけれども、25 ページの左側に載っております。船舶製造業は資料 25 ページ右側の欄にあります。今回改正決定はありませんが、各種商品小売業は資料 26 ページ左上と左下に記載されておりますので、御確認ください。

次に 29 ページの資料 10 を御覧ください。「令和 6 年度賃金改定状況調査結果」でございます。

全国の賃金上昇率等を調査した結果で、中央最低賃金審議会の目安審議等において重要な資料となっております。

例年注目されておりますのが、第 4 表の賃金上昇率でございます。資料では 34 ページに男女別内訳と、35 ページに一般・パート別内訳がランク別に示されております。

35 ページの表の一番左側の産業計の B ランクに注目していただきますと、愛媛は B ランクであります。一般パート計全体で上昇率 2.4% となっており、昨年は 2.0% でした。パート計で上昇率 3.5% という結果になっており、昨年は 1.7% でしたので、倍近くの上昇率となっております。

次に 41 ページの資料 11 を御覧ください。厚生労働省が 8 月 2 日に発表した民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況であります。集計対象は資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある、いわゆる大手企業 348 社を対象としております。

42 ページの第 1 表でございますが、特定最賃と関係のある業種の賃上げ率があります。紙・パルプは 4.39% の上昇率、機械で 6.45%、電気機器で 5.32%、造船は 6.53% という状況になっております。

次に 47 ページの資料 12 を御覧ください。愛媛の経済資料ということで、公表されているものを取りまとめました。最新のものを入手し、前年と比較する形でお示ししております。生産・公共工事・住宅着工、消費・観光・物価、雇用・企業倒産の項目に分けております。

次に 49 ページには産別用追補ということで、愛媛県企画統計課が公開しているデータから特定最低賃金に関する業種について、産業別にお示ししております。これは令和 2 年平均を 100 とした基準で数値として表しております。

次に 51 ページ資料 13 以降には、本審の委員の皆様にはすでに配布した資料もございましたが、松山財務事務所や日銀松山支店及び愛媛労働局が定期的に公表している資料

を添付しております。

資料の説明は以上です。

本日、机置きしております「令和6年最低賃金に関する基礎調査の概要」と書かれた資料については、第2回目の各専門部会で説明いたしますので、各委員の皆様は、参考としてそれまでに目を通していただけたらと思います。

最後に再度お伝えいたしますが、第5回本審を10月25日(金)午前10時00分から、松山若草合同庁舎7階共用大会議室で開催予定として考えておりますので、本審の委員の皆様は日程の確保をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

森本会長

事務局の説明について、何か御質問や御意見はありませんか。

(質問等なし)

森本会長

それでは特にならなければ以上をもちまして、第1回愛媛県特定最低賃金合同専門部会を終了いたします。委員の皆様、大変お疲れ様でございました。